

鈴木道子『日本における栄養士・管理栄養士制度と養成システムの変遷』

北 村 章、平 林 眞 弓

医療学部 健康栄養学科

kitamura@toua-u.ac.jp, hirabayasi@toua-u.ac.jp

栄養士と管理栄養士の相違や管理栄養士制度を理解するため、まず、厚生労働省の第28回管理栄養士国家試験の実施について (http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/kanrieyoushi/index.html)、試験期日、平成26年3月23日(日)において、その受験資格の記載を見てみる。

(1) 修業年限が2年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、次のアからオまでに掲げる施設において3年以上栄養の指導に従事した者(平成26年3月31日までに3年以上従事する見込みの者を含む。)

ア 寄宿舍、学校、病院等の施設であって、特定多数人に対して継続的に食事を供給するもの

イ 食品の製造、加工、調理又は販売を業とする営業の施設

ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校

エ 栄養に関する研究施設及び保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関

オ アからエまでに掲げる施設のほか、栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われる施設

(2) 修業年限が3年である栄養士養成施設((5)に該当する養成施設を除く。)を卒業して栄養士の免許を受けた後、(1)のアからオまで

に掲げる施設において2年以上栄養の指導に従事した者(平成26年3月31日までに2年以上従事する見込みの者を含む。)

(3) 修業年限が4年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、(1)のアからオまでに掲げる施設において1年以上栄養の指導に従事した者(平成26年3月31日までに1年以上従事する見込みの者を含む。)

(4) 修業年限が4年である管理栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた者(平成26年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)

(5) 修業年限が3年である栄養士養成施設であって、厚生労働大臣が栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律(昭和60年法律第73号)による改正前の栄養士法第5条の4第3号の規定に基づき指定したものを卒業して栄養士の免許を受けた者

本学は(4)であるため、卒業時に管理栄養士の国家試験を受験することとなる。

このように、管理栄養士の国家試験の受験資格だけを調査しても多様で複雑である管理栄養士および管理栄養士制度であるが、この多様で複雑な管理栄養士制度を取り扱った本論文は栄養士・管理栄養士制度と養成システムの変遷を論じ、日本の栄養士・管理栄養士制度及び養成システムの特徴をまとめている。

本論文では第22回(2008年)までの学校区分別管理栄養士国家試験合格率が記載されているので、

それ以降の第23回（2009年）～第27回（2013年）までの合格率を、資料：厚生労働省健康局が対策・健康増進課より抜粋して、表として追加する。

管理栄養士合格率

管理栄養士養成課程（新卒）

	受験者数	合格者数	合格率
第27回（平成25年）	8,073	6,680	82.7
第26回（平成24年）	7,946	7,277	91.6
第25回（平成23年）	8,014	6,526	81.4
第24回（平成22年）	7,865	6,187	78.7
第23回（平成21年）	7,608	5,645	74.2

管理栄養士養成課程（既卒）

	受験者数	合格者数	合格率
第27回（平成25年）	2,021	160	7.9
第26回（平成24年）	2,445	712	29.1
第25回（平成23年）	2,332	367	15.7
第24回（平成22年）	2,465	368	14.9
第23回（平成21年）	1,769	152	8.6

栄養士養成課程（既卒）

	受験者数	合格者数	合格率
第27回（平成25年）	10,361	1,045	10.1
第26回（平成24年）	10,877	2,491	22.9
第25回（平成23年）	11,139	1,706	15.3
第24回（平成22年）	14,717	1,503	10.2
第23回（平成21年）	14,367	1,080	7.5

本論文の第22回目までの合格率の解析では、全体の合格率は30%前後であるが、改正栄養法に則った新カリキュラムで教育を受けた管理栄養士養成課程新規卒業者の合格率が70～80%前後と圧倒的に高く、管理栄養士養成課程既卒卒業生及び実務経験を経た栄養士養成課程卒業者の合格率は極めて低くなっている。23回目以降もその傾向は継続し、管理栄養士養成課程新規卒業者の合格率が80%を超え、26回では91.6%を記録し、管理栄養士資格取得過程は多様であるが、実質的に、管理栄養士養成課程卒業が必須となりつつあると考えることができると結論づけていることを裏付けている。

栄養士・管理栄養士は医師・薬剤師等と異なり、

2年毎の届け出制ではないため、現在どのくらいの数の栄養士・管理栄養士がその資格を活かした職業に就いているかは不明であるが、累計で1947年から2006年までの推移を求めている。2006年に19,362名の栄養士、5,449名の管理栄養士が誕生し、その累計は栄養士873,652名、管理栄養士128,301名となる。2011年までの累計では栄養士949,352名、管理栄養士166,040名となっている。これらすべての有資格者が実践指導者として就業することにより、これからの日本の栄養問題改善及び有資格者の専門性の確立が行われることを追記する。

栄養士と管理栄養士の違いについて、1945年栄養士規則において栄養士の資格が地方長官の免許制として公式に定められ、1947年栄養士法は栄養士規則を廃止しこの廃止された栄養士規則を引き継ぎ、1962年栄養士法（改正）において栄養士の上級資格としての管理栄養士資格（国家資格）が創設され、2000年栄養士法（改正）により現在に至っている、時代ごとの各法の栄養士・管理栄養士の定義より分析を行っている。2000年改正法で、栄養士は「都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事する者をいう。」と定義され、管理栄養士は「厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう。」と定義されている。これらの内容は複雑で分かりにくく、栄養士法において栄養士と管理栄養士の相違は必ずしも明確ではない。また、すべての管理栄養士は栄養士の資格を有する、このことも栄養士と管理栄養士の相違を明確にできない理由の一つとしている。では、栄養士と管理栄養士の業務・職域の違いは何か。栄養士と管理栄養士はいずれも名称独占資格であり、業務独占資格ではない。しかしながら、長年の経過の中で、栄養士または管理栄養士の必置または努力義務としての配置が様々な法令の中で規定されるようにな

り、また、管理栄養士を配置することにより、診療報酬申請が可能な領域もあり、管理栄養士の職域拡大の要因となっているとし、栄養士・管理栄養士配置規定（概要）に関連する配置規定法令を示している。

2000年の栄養士法改正以後、栄養士養成施設数は減少、管理栄養士養成施設数は増加の傾向にあり、その傾向は現在も続いている。その背景として、生活習慣病の増加、医療費高騰などによる栄養専門職に対する社会的ニーズの増大、職能団体による専門職化志向、さらに、少子化・18歳人口減少による学生確保困難を抱えた教育機関のサバイバルをあげている。

「最後に」において、日本の栄養士・管理栄養士制度及び養成システムに関して、6つの特徴にまとめている。

- 1) 栄養士・管理栄養士が2重の資格として存在しており、管理栄養士は栄養士資格を有することから、その職域・職務内容において現時点では判然としない部分が多い。
- 2) 資格取得のための要件が多様である。
- 3) 栄養士養成施設・管理栄養士養成施設ともに多く、結果として有資格者数も多い。
- 4) 戦後の教育改革の中で急速に増大した家政系女子大学・女子短期大学が栄養士・管理栄養士養成の量確保及び日本の栄養改善については一定程度の役割を果たしたが、専門性の確立という質の面では課題を残した。
- 5) 教育カリキュラムと国家試験が連動して、専門職化の方向に動いているが、その背景には疾病構造の変化や医療費高騰などの社会的背景と職能団体の発言力の増大がある。
- 6) 18歳人口の減少により、養成施設（高等教育機関）がそのサバイバルをかけて、栄養士養成施設の維持、管理栄養士養成施設への参入がおこなわれている。

この論文の次報と考えられる「栄養士・管理栄養士養成機関の多様性とその変遷」では、日本の高等教育の特異性、特に女子教育の戦前の立ち遅れと戦後の急速な展開、私立大学の発展とその背後にあるサバイバルに関する課題などとの関連を明らかにしている。

その考察の項において、4つの視点より考察し

ている。

視点1 栄養学の系譜（医学と農学）と栄養士・管理栄養士養成

視点2 日本における「女子教育」、特に家政系教育と栄養士・管理栄養士養成

視点3 戦後の私立大学・短期大学のサバイバル戦略と栄養士・管理栄養士養成

視点4 国公立大学と栄養士・管理栄養士養成

「最後に」において、栄養士養成施設の前身を持たずに設置された管理栄養士養成施設も増加傾向にある。管理栄養士養成施設には、公立・国立の大学からも参入がなされ、今後、管理栄養士養成施設と栄養士養成施設の利害対立、管理栄養士養成施設間での競合が予想される。と締めくくっている。

鈴木道子、「日本における栄養士・管理栄養士制度と養成システムの変遷」東北大学大学院教育学研究科研究年報、第57集・第1号、pp445-457（2008年）

鈴木道子、「栄養士・管理栄養士養成機関の多様性とその変遷」東北大学大学院教育学研究科研究年報 第58集・第1号、pp33-56（2009年）